

第2回2023年漁業センサス研究会における委員意見に対する見解及び対応方向について

○漁業種類について

委員発言内容	見解及び対応方向
【工藤座長】 漁業センサス(海面漁業調査漁業経営体調査)の漁業種類について、統計調査間の整合を図るため海面漁業生産統計調査の漁業種類に合わせて変更することは良いことであると考えるが、検討に当たっては、今何経営体あって、それが統合されると何経営体になるというような具体的データを示していただきたい。 そうすることによって、海面漁業生産統計調査で1つの漁業種類でも、海面漁業経営体調査では別にしておいた方がよいということもあり、一緒にしたときの問題点などが分かるのではないか。 例えば、大中型まき網の1そうまき網を近海かつお・まぐろでやっている者と、1そうまき網のその他を一緒にやっている者が多く、年によって近海かつお・まぐろの水揚げが多ければ、こっちが1位になるという形で調査年の操業実態によっても漁業種類の区分が変わることになり、それであれば、1つにまとめた方がよいということになるかもしれない。 また、いか釣にしても、遠洋いか釣は殆ど実態がないのであれば、その理由の方が漁業種類を統合する際には説得的ではないか。	漁業センサス(海面漁業調査漁業経営体調査)の漁業種類を海面漁業生産統計調査に合わせるのとは、以下のとおりである。 ①沖合底びき網の「1そうびき(239漁業経営体)」と「2そうびき(25漁業経営体)」を統合 ②大中型まき網の「1そうまき近海かつお・まぐろ(11漁業経営体)」と「1そうまきその他(漁業45経営体)」を統合 ③「遠洋いか釣(1漁業経営体)」と「近海いか釣(44漁業経営体)」を統合 一方、海面漁業生産統計調査では、「潜水器漁業(1,595漁業経営体)」と「採貝・採藻(26,097漁業経営体)」を「その他の漁業」として把握しているが、漁業経営体が一定数存在することから、2018年漁業センサスの漁業種類を継続する。 また、海面養殖種類については、2018年漁業センサスの分類を基本としつつ、調査項目の新規追加・変更要望を反映させる。 ※ 詳細は、資料4別紙1参照

○漁業種類について（つづき）

委員発言内容	見解及び対応方向
【久賀委員】 遠洋いか釣については、消滅に近い現状を踏まえると統合してもよい気もするが慎重に検討する必要がある。 遠洋いか釣は、マツイカなどを獲っていたと思うが、惣菜イカの原料としてすごく重要な漁業だったが、今は入漁料が高くて海外漁場に入りづらく、資源の悪化などもあって行けないため、それが輸入に代替されていると思っている。 しかし、今後、この状況が好転して、また日本の船が海外漁場に入漁できることになった場合には、再び重要なイカ原料を遠洋で獲れることになり、獲りたい経営体の復活の可能性もあるのではないかな。 このため、今の漁業環境が悪化しているからといって削除してしまうのは慎重になった方がよいのではないかな。削除すると復活は非常に難しいと聞いているので残す選択肢の検討はできないのか。	遠洋いか釣については、2018年漁業センサスにおいて営んだ漁業経営体は1経営体と極めて少ないため近海いか釣に統合せざるを得ないと考えている。 ただし、第2回研究会資料1の別紙1においては、「沖合いか釣」と表記していたが、遠洋いか釣も含まれること及び「遠洋いか釣」と「近海いか釣」が統合されたことを明示するためにも「遠洋・近海いか釣」と表記することとしたい。

○資源管理について

委員 発言 内容	見 解 及 び 対 応 方 向
【三浦委員】 魚種と資源管理計画を結び付ける調査項目はあるが、漁業種類、魚種、資源管理計画の3つを結び付ける調査項目がなくなった。 漁業種類、魚種、そしてどういう資源管理をやっているのかということがセットで分かるような形での復活をお願いしたい。 そのような対応は無理であるということだが、こういう形で資源管理の把握を行った方が、より正確に把握できると思う。	水産庁を含めた全ての省内各局庁に対して、2023年漁業センサス調査項目の新規追加・変更要望を行ったが特段の要望は寄せられなかったことから、総務省(統計委員会)における審議を踏まえ、漁業種類の復活を行うことはできないと考えている。 ただし、資源管理計画について、令和2年度より、水産庁ウェブサイトにおいて一覧表の形式で公表しており、個々の計画の対象としている漁業種類及び魚種、主な管理措置等が把握可能となっている。 また、資源管理協定移行後は、水産庁又は都道府県のウェブサイトにおいて協定内容を公表することとなっており、その情報の中で各協定が対象としている漁業種類及び魚種、管理措置等を把握することが可能になると聞いている。 なお、2018年漁業センサスでは問題なく把握できたものの、ご指摘を踏まえ、漁業種類を明示的に記入させない場合には正確な把握ができないのかについて、検証業務を通じて調査対象者(漁協)に対するヒアリング等により確認する。

○養殖業について

委員 発言 内容	見 解 及 び 対 応 方 向
【工藤座長】 養殖する場所と水質によって区分した例を挙げて、各養殖業経営体がどの調査で捉えられているかを示す資料を作っていただきたい。	資料3(海面及び内水面の養殖業経営体と調査票の関連イメージ)参照
【工藤座長】 さけ・ます類の種類は多種あり、例えばドナルドソンなど色々な「ます類」があるため、実査の際に調査対象者が分かりやすくするための具体例を示した方がよいのではないか。	調査対象者へ配布する記入の仕方等の資料において明示していきたい。
【久賀委員】 内水面漁業経営体調査の「種苗用」の「ます類」を「さけ・ます類」に変更した方がよいのではないか。 「ます類」だけだと、ぎんざけの種苗生産が「その他」に記載されてしまうのではないか。	調査実施者、調査対象者に誤解を与えないよう、表記を修正する方向で検討したい。(資料4別紙2参照)

○遊漁について

委員発言内容	見解及び対応方向
【三浦委員】 遊漁の状況把握は大変重要となっている。 今年度、クロマグロの遊漁に対する採捕の報告を水産庁が求めたところ、採捕量が想定をあっという間に上回り、1か月で年間分の採捕予定数量を漁獲してしまい、海区漁業調整委員会の指示でクロマグロの大型魚の採捕が禁止された。 採捕量を想定するためにも遊漁は非常に重要な項目になっており、施策上も非常に必要になってくると思う。 漁業者からの要望も非常に強くなってきており、このような問題がマグロだけに限らず、遊漁者がタイや明石のタコなど、様々なものを漁獲している状況があるため、是非調査項目に追加していただきたい。	水産庁を含めた全ての省内各局庁に対して、2023年漁業センサス調査項目の新規追加・変更要望を行ったが特段の要望は寄せられなかったことから、総務省(統計委員会)における審議を踏まえると、遊漁に関する調査項目を追加することはできないと考えている。 なお、水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定)の第2のIの2の(5)において「アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努め、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境を整備する。」とされていることから、水産庁において採捕量の情報収集に関する取組が検討されると聞いている。
【工藤座長】 遊漁船業は登録制であることから、業者数は把握できるが、遊漁客数は把握できない。 また、遊漁船業者の中でどの程度稼働しているのかは分からない。 資源管理において遊漁をどのように規制の枠組みに入れていくかという議論も含めて、遊漁の採捕量調査は必要だと思うが、本当にやるのであれば、5年に1度の漁業センサスではなく別途やらなければならないと思う。 水産庁でもその検討をしているが、アメリカでは大体2か月に1回採捕量調査をしており、その中で遊漁の採捕量が多ければ採捕を中止する指示を出せるようになっている。 効果的に遊漁を資源管理の枠組みに入れていくためには、漁業センサスとは別に採捕量調査をしっかりとやっていかなければならないと思う。 また、今年はクロマグロの遊漁採捕量を全数調査で把握していたが、全数調査ができる魚種とできない魚種がある。 このことも踏まえ、しっかりと検討して採捕量調査を実施した方がよいと思う。	

○エコラベルについて

委員発言内容	見解及び対応方向
【内海委員】 エコラベルの取得状況は非常に大事なことなので是非お願いしたい。 その上で、取得状況だけではなく、対象の漁業種類やエコラベルに対する漁業者の方の考え方、必要性・意向のようなものが分かる調査ができれば非常に参考になると思う。	2023年漁業センサスにおいては、エコラベルの取得状況に関する調査項目のみを追加する方向で検討する。 なお、漁業者等における水産エコラベルに対する考え方、必要性・意向等の把握や、これらのデータ等を活用した水産エコラベルの推進に向けた分析については、統計部に設置している「統計データ分析支援チーム」が、水産庁と協議しながら検討することとしている。
【内海委員】 MELは水産庁から支援していただいているが、他のエコラベルは公的な部分と一線を画しているので、これが施策の目標になると、別の審議会などで、KPIの数字が上がっていないことを理由に「やめてしまえ」、「方法を変えろ」などの意見が出ることを懸念している。このことが、民間の活動に対する圧力になりかねないためあまり賛成しない。 【久賀委員】 今後、認証の種類が増えていく可能性もあり、新たなものがメインになる可能性も考えられる。 漁業センサスで把握する場合は、具体的な認証名だけではなく、例えば、「GSSIから承認を受けたスキーム」とするなど、何らかの定義をしておく将来にわたって実情を追える調査項目になるのではないか。	水産庁を含めた全ての省内各局庁に対して、2023年漁業センサス調査項目の新規追加・変更要望を行ったところ、水産庁において、エコラベルの取得状況について各種計画・戦略等の施策の目標値として対外的に示すために利活用されることが確認されており新規追加要望として受け付けたところである。 なお、エコラベルの定義については、調査員、調査対象者等に示す用語の定義・解説等において、GSSIから承認され生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に係る認証スキームであることを示すこととしている。

○不漁問題と海洋環境の変化について

委員発言内容	見解及び対応方向
【三浦委員】 なかなか難しいと思うが、海洋環境が変化している中で、気温よりも水温の方が非常に大きな影響を与えていくことを一番早く実感し、知っているのは、漁業者自身だと思う。 そのような情報を集めることで施策にいち早く応用していくことができる可能性があるため、何らかの形で項目を入れられないかと思っている。 例えば、藻場・干潟の面積がどう変化をしているかなども踏まえて、海洋環境変化をいち早く察知できなければ、新たな施策を打てないと思う。 環境が変化した後に施策を打っても遅い。 それを察知するための資料として、5年に1回でも調べることで、少しでもその傾向が見えれば、様々な施策を打てるのではないか。	不漁問題と海洋環境の変化に関する項目については、漁業センサスの調査項目には馴染まないと考えており、項目追加はできない。 なお、水産基本計画（令和4年3月25日閣議決定）の第1のIにおいて「地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化が水産業へ及ぼす影響や原因を把握し、変化に応じた具体的な取組を進めていく。」とされていることから、水産庁において海洋環境の変化が水産業へ及ぼす影響や原因の把握に関する取組が検討されると聞いている。